

## 第 2 回

# 厚生小委員会会議録

平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日 ( 月 )

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第 2 回 厚生小委員会

日 時 平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日 ( 月 ) 午後 2 時 0 0 分

会 場 尾西市商工会館 3 階 研修大ホール

出席委員 ( 9 名 )

委員長	浅田 清喜	尾西市議会議員	副委員長	吉田 勇吉	一宮市議会議員
委員	日比野友治	木曾川町議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
"	友定 良枝	一宮市学識経験者	"	青木 隆子	尾西市学識経験者
"	橋本 照夫	尾西市学識経験者	"	不破 孝彦	木曾川町学識経験者
"	松村真早美	木曾川町学識経験者			

議事日程

1 . 開会

2 . 議題

( 1 ) 協議事項

協議厚生第 1 号 介護保険事業の取り扱いについて

協議厚生第 2 号 生活保護事業について

協議厚生第 3 号 協定項目の変更について

( 2 ) 提案事項

協議厚生第 4 号 保健衛生事業について

協議厚生第 5 号 高齢者福祉事業 ( 1 ) について

協議厚生第 6 号 健康づくり事業について

3 . その他

・厚生小委員会の日程について

4 . 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 2 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 厚生小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の出席状況ですが、委員総数 9 名のうちご出席が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回ご提案申し上げました協定項目の附属資料はお配りしてございません。お持ちにならない委員さんは、恐れ入りますが、お申し出いただきたいと思います。

それでは、浅田委員長さん、よろしくお願いいたします。

浅田 清喜委員長

今日は本当にお忙しい中をお集まりいただきまして大変恐縮に存じております。議題等を見ておりますと、盛りだくさんの内容がありますので、上着を脱ぎながら楽な姿勢でひとつご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、協議第 1 号、介護保険事業の取り扱いについてを議題とさせていただきます。

介護保険事業の取り扱いにつきましては、先般、9 月 19 日の第 1 回小委員会において提案をされ、ご協議いただいて、各市町へお持ち帰りになられておられます。検討されました結果、ご意見、質問等がございましたら、お出しをいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

不破 孝彦委員

保険料の減免措置についてということですが、これ、前回のご説明では、申請した人に限ってということになっておりましたですね。私、思うわけなんですけれども、やはりその収入の状況がかなり変わるかと思えますけれども、その収入の状況が変わらなければ、できれば自動継続というような措置をとられたらどうかなと思うのですけれども、この点、いかがでしょうか。

浅田 清喜委員長

事務局、どうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

一宮市高年福祉課の伴でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、減免の三原則、前の委員会の際にもご説明させていただいたかと思いますが、三原則がございまして、継続となりますと、なかなか国、県の方が認めてくれないというのが現状でございますので、毎年申請をいただきながら進めていきたいと、このように考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

浅田 清喜委員長

いかがでしょうか。

不破 孝彦委員

わかりました。

浅田 清喜委員長

よろしゅうございますか。

ほかにございましたら。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

すみません、今のところをちょっともう一回詳しく教えていただきたいんですけど、今まで一宮は申請主義じゃなかったと先回のときに言われたんですけど、そことの違いと、例えば、申請主義にしなかった場合、市の負担とか労力とかが、かかるかということと、実際、保険料の減免をされる方がどういう生活をしておられるのかわからないんですけど、ある意味で生活の弱者ということなんですけど、そういう方が申請漏れとかをしちゃったら、自分が不都合ということなんで、もうちょっと優しい目で見えていただけたらいいなと思うんです。ちょっとそこらへんを教えてください。

浅田 清喜委員長

事務局、お願いいたします。

伴 安幸介護副分科会長

それでは、また続いてお答えをさせていただきます。

まず、この三原則を守らない、現在、一宮は市役所の方で第1号被保険者の収入を確認して、該当者の方はすべて減免をしているというところでございます。

実は今、一宮市の方へもペナルティといいますか、国・県等の補助の制限が来ております。それで、具体的に介護保険というのは、国・県からの負担が減るとかそういうことじゃございませんが、ほかの事業で1件実はございました。これ、対象にして欲しいのだけでもということで、申請をしたら一律減にしているからだめだと、なかなか「うん」と言ってくれませんでした。

それから、じゃ、申請は大変だから、今までどおりやったらどうかというご質問でございしますが、私ども今2市1町の協議の中では、そういう方々には、こちらである程度調べますので、すべての方にそのご通知、ご案内を差し上げて、そして申請をしていただくというような考え方でおります。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

いかがでございましょうか。

友定 良枝委員

ということは、自分がもしもその対象者だったら、市の方から教えていただけるんで、漏れはないということで、大丈夫というふうに受けとっていいんですよね。

浅田 清喜委員長

事務局、どうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

もちろん広報でも、万が一に備えまして、お知らせをいたしたり、バックアップも考えておりますので、今のところ、そういう考えでおります。

浅田 清喜委員長

ほか、どうぞでしょうか。

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

今の通知の件で、ちょっと一つだけひっかかる場所がありますのは、これは介護保険ですんで、当然、各施設ですね、施設に入所している方が随分あると思いますけど、この場合は、その施設先まで持っていかれて通知を出されるのか。そこの出身している市町村の住所にあるとこだけの通知で終わられるのか。その辺、ちょっと面倒でも教えてください。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

基本的には住所地の方へご案内を差し上げますし、施設入所者につきましても把握できるということですので、そちらにもご案内を差し上げます。それで、あと、そういう通知が、ご本人はなかなか見るのが大変だと思います。ですから、施設の介護者、あるいはケアマネジャーがついておりますので、それで手配をお願いするということになるかと考えております。

浅田 清喜委員長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

松村 真早美委員

案内を送った場合に、何らかの事情でご本人が申請できないであるとか、その期限内に申請ができなかった場合のフォローとしては、どういう体制がとられるのでしょうか。

浅田 清喜委員長

期限内に本人が申請できなかった場合のフォローはどうなるかということでございますけど、事務方、どうですか。

はい、どうぞ。

林 茂治介護分科会長

尾西市の福祉課、林と申します。よろしく願いいたします。

一応、介護保険料の場合は納期が決まっておりますので、その納期が来たものにつきましては、やはりもう減免はちょっと難しいかなと思いますが、それ以後の納期につきましては、申請の方も、以降できると思いますので、なるべく、先ほど言いましたように、周知徹底は図りますけども、納期限の来たものについては、ちょっとご容赦いただきたいという考えでおります。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

おわかりになりましたでしょうか。ちょっと声が大きかったようですが、よろしいですか。

松村 真早美委員

はい。

浅田 清喜委員長

これは、先般も申し上げましたように、一宮の方が私どもよりも優れておりますので、尾西市の委員の方は余り異論がなかろうと思いますが、ご意見等も出尽くしたようでございますので、協議事項第1号の取り扱い、調整方針について、原案のとおり承認させていただきましても、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

異議なしと認めます。

続きまして、協議事項第2号、生活保護事業について議題とさせていただきます。

お持ち帰りいただいて、検討された結果、ご意見、ご質問等をお出しいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

実は、木曽川町議会は特別委員会を設立いたしまして、この件についても協議させていただきました。その席で、特に生活保護の歳末の慰問ですね、これは非常にいい制度ですので、ぜひ一宮に倣って今後も続けてほしいという意見が出ました。全体の意見ではございませんけど、こういう意見が出ましたことだけ、ちょっと報告させていただきます。

浅田 清喜委員長

これ、とりあえず、これでいいですね。ご意見ということで。

日比野 友治委員

はい。

浅田 清喜委員長

一宮市さんもこの件に関してはどうでしょうか。

吉田 勇吉副委員長

一宮市の吉田でございます。

生活保護者の入浴サービス等については、尾西市さんは今や銭湯がないということですが、やはり、一宮市の場合は、対象者そのものは大人数ではありませんけど、やっぱり合併によって、その弱者の制度が打ち切られるというのは、大変我々もつらい思いを強いられるということで、できることなら調整をさせていただいて現行でいきたいと、そういう考えを持っておりますが、私だけではいけませんので、当局の考えもひとつ聞かせていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

浅田 清喜委員長

いいですか、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

それでは、まず、第1点目でございますが、日比野委員さんのご指摘の生活保護の歳末慰問でございます。これは、ご承知のように一宮市のみでやっている事業でございます。歳末に保護者が入所、入院している施設を慰問に回るというものでございます。ただ、私どもが調整、提案させていただいたものは、慰問をなくすわけではなく、見舞いにはお邪魔します。しかしながら、1カ所2,000円程度の手土産を持っていったのを、これを廃止させていただきたいということでございますので、できますならば、この歳末慰問は続けさせていただくのでありますが、1カ所2,000円の手土産を廃止させていただきたいということでございます。

次に、吉田委員さんの方からご指摘のありました生活保護の入浴券、理容券の交付でございます。第1回目からご指摘がありましたので、これを福祉サイドの方と協議いたしております。再度のご提案でございますので、できますならば、30日に皆様方のご了解を得て、急遽臨時の厚生小委員会を設定させていただきましたが、また福祉部担当と協議させていただいて、この件に関しては、そのときにお答えさせていただきということで、今回はご容赦いただきたいと思います。

浅田 清喜委員長

吉田副委員長のご意見につきましては、ご意見が出ましたのは2回目でございますので、次回の30日のときに、事務局の方から再度ご提案をしていただくことにさせていただきたいと思います。

吉田 勇吉副委員長

答えを。

浅田 清喜委員長

答えをいただくということでございます。これはやらないという答えなのか、やるという答えなのかも含めて、どういう。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

今、厚生の分科会長も出ていただいておりますが、分科会長と事務局、私どもの方で協議して、少しお答えするには、私どもそこまでの責任は持っていないものですから、申し訳ありませんが、福祉サイドの方と協議させていただいて、しばらく時間をいただきたいということでございます。

浅田 清喜委員長

それでしたら、今、一宮市でどのぐらいの人数の方が、過去、現在、利用してみえるのかということも、もしわかればお知らせいただきたいと思いますということが一つと、生活保護者の施設訪問につきましては、木曾川も尾西もそうでしょうけれども、社会福祉協議会が盛んにやっておるわけですね、施設訪問につきましては。たまたま一宮市さんは市がやってお

みえになったということですが、私どもの社会福祉協議会なんかでは機会がありまして、ずっと訪問いたしております。木曾川もそうだと思うんですね。

今、事務局が言われましたように、訪問はするけど、手土産まで2,000円のものを持っていくというのは、この時期にいかがなものかと、それは入っている人が食べるんじゃないかと、職員の人が食べるかもしれないので、そのところを廃止にするということで、慰問はするということですから、このことについてはどうでしょうか。

橋本 照夫委員

その歳末のときの手土産まで云々という話ですけれども、それを廃止するというのは、一宮市さんとしてはかなり抵抗があるんじゃないですか、どうですか。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

申しわけありませんけど、直接の担当ではありませんので、実際のところはわかりません。しかしながら、この手土産というのは病院の方へ持っていくものでありまして……

橋本 照夫委員

ああ、そうか。

伊神 正文事務局課長

保護者が入院してみえるので、ご苦労さまという意味合いでございます。ですから、病院の関係者がやっぱり食べられるものだと思いますので、抵抗はないかといえども多少あると思いますが、それほどの影響はないのかなというふうに考えております。

浅田 清喜委員長

病院にご迷惑かけていますということで、措置費もきちっと払っておりますので、入所者にきちっといくということじゃないものでございますから、時代的には手土産なんか持っていく時代では実はないんだと、このことを言っているわけですね。

どうぞ。

橋本 照夫委員

じゃ、それ今結論出してもらったらどうですか。それは難しいですか。

浅田 清喜委員長

いや、今皆さんがお出しになりました。本来は、先ほどの入浴券の話もありますので、これだけ切り離して待った方がいいのか、附帯事項として、その入浴券のことについては30日にお答えをいただくということでいいのか、事務局はどういうふうに示した方がいいと思っておりますか。

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

私どもは、この提案させていただく協議項目というのは、それぞれ、一括で各委員さんのご決定、ご承認をいただきたいというふうに考えておりますので、この生活保護入浴券、理容券の交付について、これを協議させていただいた30日の日に、できますならば、ご要



望にお答えできるような格好でお答え申し上げて、そのときに、この生活保護事業全体を一括ご決定いただく方が望ましいかなというふうに考えております。

浅田 清喜委員長

今、事務局が申されましたように、入浴券の、私がお尋ねしました何名ぐらいの方が常々利用してみえるかということも、私たちも知らない論議することもできませんから、今わかっておりますか、何名ぐらいいるか。

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

これについては、前回の生活保護の資料の中に14年度実績で7名。

浅田 清喜委員長

これ7名いたということでございます。

伊神 正文事務局課長

違いますね、すみません。入浴券が53名の方で、福祉理容券、床屋さんの方が7名でございます。

浅田 清喜委員長

床屋さんの方ですね。

伊神 正文事務局課長

はい、失礼いたしました。

浅田 清喜委員長

床屋さんの方もございますので、今事務局が言われましたように、これ、床さんはどうなるんですか。これ7名と入浴券53名。53名というと結構多いですよ。

不破 孝彦委員

何名の方に配布して、それを53名の方、じゃ、率にして何%ぐらいあるんでしょうかね。

浅田 清喜委員長

わかりますか。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

申しわけございません。事業実績はこのように53名と並べてございますが、それぞれの対象者と申しますか、何人の方にお送りしてというのは、申し訳ございませんが、数値持っておりませんので、次回この結果をご報告申し上げるときに、あわせてご報告申し上げたいと思います。

浅田 清喜委員長

じゃ、この生活保護につきましては、副委員長の方からも続けてはどうかというご意見もございますので、30日の日にお答えをいただいた後、ここで決していきたいと思っておりますが、それではよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

栃倉 勲委員

先回の議事録には、事務局の答弁の中に、廃止していきたいということの答弁で、これは生活保護費の最低額に入っているという答弁がございまして、ただ、副委員長さんとちょっと考えが違つかもしれませんが、私個人の意見としてお聞きいただきたいんですが、もし、入浴対象者の方が風呂がないということで、生活保護費の中にその部分が付加されて、生活保護をもらっているということで、もう既に補填されているんだけど、慣例として入浴券が渡されているというような事実が万が一あった場合には、これは再度考えてもいいかなとは思うんですね。

最低のこの生活費という、生活に必要な額は生活保護費の中に含まれているということ、結局は言われているものですから、万が一そうではなくて、一律その収入等で皆、生活保護費の中で、お風呂のない方等々のことが考慮されていないということであれば、副委員長さんのおっしゃるように、入浴券等を配布するということが一過考えてもいいかと思えますので、その辺、事務局答弁の中の生活最低の費用の額ということが、どういうふうにお風呂があるかないかというのを、いれてあるかどうかというのも判断して、30日に判断した方がいいかと思えます。ちょっと私見ですけども。

浅田 清喜委員長

今、ご意見が出ましたけれども、これ辺生活保護費の一部の中身は、そういうものが組み入れられた生活保護の仕組みというのはできているわけですね。若干副委員長と私とちょっと意見が違うなというのは、お風呂屋さんを何とか助けないといけないという制度があって、こういうのを出している。尾西も一宮に倣って出したんですけど、たまたま尾西は銭湯なくなったらこれはもう結構困りまして、それで、そういうところの兼ね合いは、1日でできるのかわかりませんから、これは、やっぱり30日まで延ばしいたいて、そこで最終判断をかけていただくことでどうですか。

吉田 勇吉副委員長

それは、まったく次元の違う話で、銭湯を助けていくとかいかんとかということと、生活保護者に利用券を渡す、渡さないという問題は全然違うと思うんですよ、予算も性格も。我々委員会の中でも、片方は経済環境委員会、それで利用券は厚生委員会で予算を審議しておるわけです。合併によって弱者が基本的につらい思いを強いられるような制度の打ち切りは、予算の関係もあるかもしれんけど、当面はもう少しそれぞれの市町が研究をして結論を出していったらどうかと。そのときになって初めて、もうこれは合併になってからでも、私は遅くないと。

もう次から次と切っていたら、木曾川町さんはやったのに、一宮やっておらん、尾西市やっておると。どこに合わせていくのか、どこにレベルを合わせるかと、そうなると大変な問題で、時間もとても1年半やそこらじゃやり切れない。私は、当面やっぱりある制度は認め合って、統合することによって将来直していこうと、私はそういう方法がいいと思います。そう考えております。

浅田 清喜委員長

副委員長が言われ、事務局も答えられましたように、善処をするというような方向で30

日に結論を出すと、それでよろしいですか。存続をしていくという意味合いを込めての事務局の答弁も先ほどあったような気がいたしますが、どう思いますでしょうか。

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

私も、副委員長さんがおっしゃった今のことは、生活保護法は、お風呂があるとかないとか、お風呂屋さんの件とか、やっぱりそれは、この法律とは別のものだというふうに考えます。それと、今おっしゃった2市1町が一緒になるときに、やっぱりいい方向性をこの中で決めていって、例えばスタート時にはこういう方向性で進めたいけれども、皆さん、いかがですかという住民の方への問いかけになると思うんです。

なので、やっぱりどのぐらいの方が利用されているかで、きっとこの方たちは、これを当てにしていらっしゃると思います。私たちは普通にお風呂があって、当たり前のように毎日お風呂に入って、そういう生活になれていますけれども、やっぱりない方がいらっしゃるといことで、やっぱり何も無いところへ新たに制度をつくるということはとても大変ですけれども、ある制度をなくすという事は、これはちょっと避けた方がいいのかなと思います。

浅田 清喜委員長

じゃ、ご論議も尽きたようでございますので、先ほど申しあげましたように、存続していくような方向づけで、30日に結論を出させていただくということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ありがとうございます。

じゃ、2号の生活保護につきましては、申しあげましたように、よろしく願いをさせていただきます。

続きまして、協議事項の第3号に移りたいと思います。

協定項目の変更について、事務局から説明を求めます。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元の次第の3ページをお願い申し上げます。

協議厚生第3号、一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目の変更についてでございます。

各種事務事業の取り扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後、23-17とするということで、変更の提案をさせていただきました。

これは、なぜかといいますと、私ども、この合併協定項目を作成するときに、まだこれからどうやって進めていったらいいのかさっぱりわからなく、総務省のマニュアルと申しますか、総務省の下敷きをもちまして合併協定項目をつくりました。それで、ほとんどの自治体で病院があるところの方が少なく、病院事業という協定項目が、実は私ども、合

併すると4つの病院を抱えるわけでごさいますて、その協定項目がないというのは、この4つを抱えた2市1町の協定項目の中で、いかにも、その他ではまずいだろうということで、改めて病院事業という協定項目を設ける必要があるということに結論が事務局の方で達しました。

それで、参考ということで書かせていただいておりますところで、過日の10月17日に行われました経済環境小委員会において、ごみ収集運搬事業と23-18の環境対策事業を、実は統合の提案をし、お認めをいただきました。それによって、ごみ収集の23-17というのがなくなりましたので、ここへ病院事業を入れさせていただきまして、一つの協定項目として、皆さんにご議論いただきたいということでございます。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局からご説明がございましたように、病院事業についての項目が入っていませんでした。一応、経済環境小委員会の方で付託を一通りされましたので、23-17が空欄になっていますから、そこに病院事業を入れていこうということでございますが、これは大変いいことであろうと思っております。4つ病院があるわけでございますから、そのことの審議をしっかりといただくことの方がいいと思っておりますが、ご意見がございませうか。

これは、とりあえず審議をやっていこうというものですから、これは異存はないですよ。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

このことは承認をさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

では、事務局の方で次の資料から病院事業を入れていただくということでお願いをいたします。

次に、提案事項に移りたいと思っております。

それでは、協議事項第4号、協定項目23-9、保健衛生事業についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から、説明を求めます。

伊神 正文事務局課長

それでは、次第の4ページをお願い申し上げます。

協議厚生第4号、保健衛生事業について、協定項目第23-9号。

保健衛生事業に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。調整方針を読ませていただきます。

3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。

でございます。基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。

乳幼児健康診査は、合併時に新しい事業に統合するということでございます。

恐れ入ります。協議の附属資料、保健衛生事業の方をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

項目の1番としまして、保健センター管理運営でございます。

このとおり、一宮市、尾西市、木曽川町にはそれぞれ保健センターがございます。それぞれの位置とか収容能力、敷地面積、あるいはその規模等書いてございますが、調整方針を見ていただきますと、3市町の保健センターは現在このまま残すということで、それぞれの業務、エリア、対象地域をおおよそ3等分して事業を行うこととするということにさせていただいております。

これは、例えば木曽川町においては、今までは木曽川町のエリアのみの事業を行っていたものを、少し範囲を広げ、例えば、奥町とか、木曽川とかいったところを包括して事業を実施していくという意味合いでございます。

次に、2の犬猫避妊手術等補助でございます。

これは、このとおりでございます。一宮市のみ実施している事業でございます。これは、合併時に一宮市の事業に合わせるということとなっておりますので、尾西市・木曽川町にもこの事業を広めてまいりたいということでございます。

はねていただきまして、2ページをお願い申し上げます。

予防接種でございます。

1のポリオから7の高齢者インフルエンザまで記載させていただいております。

まず、ポリオにつきましては、2市1町、これは現状どおり同じでございますので、現行のとおり今後も実施していくということでございます。

2の二種混合については、現行事業を新しい事業に統合するということで、対象者は小学校6年生とさせていただきます。

次に、3の三種混合、二種混合でございます。これは、尾西市においては集団接種になっておりますが、合併時に個別接種ということで、一宮市の事業に合わせるという調整方針となっております。

麻疹と風疹については2市1町同じでありますから、現行のとおり続けさせていただきます。

6の日本脳炎でございますが、これも尾西市が集団接種から、一宮市、木曽川町に倣って個別接種とさせていただきます。対象者は、生後36カ月から90カ月未満、小学4年生、中学3年生とさせていただきます。このようにございまして、

7の高齢者インフルエンザは、これも合併時に一宮市に合わせるということで、これは何が違うかといいますと、実施時期が、一宮市が10月から1月ということで、一番期間が長いということで、これも対象者にとっては有利な調整方針ということが言えるかと思っております。

そのほか、啓発方法は、新しい事業に統合し、問診票、接種券の交付時期については、一宮市の事業に合わせさせていただくという調整でございます。

次に、4の基本健康診査でございます。

これもほとんど同じで、これは平成11年度から広域でも実施いたしております。調整方針を見ていただきますと、合併時に一宮市の事業に合わせるということになっておりますが、これの大きな違いは時期でございます。実施時期が一宮市が5月から10月までということで、尾西市・木曽川町に比べると1カ月の余裕があるというか、期間が長いということでございます。

それから、2の訪問基本健康診査は、40歳以上の方で寝たきりの方、または、それに準ずる方ということで、一宮市のみやっている事業でございます。これも尾西市・木曽川町に広げさせていただきたいということでございます。

次に、3と4でございますが、尾西市の生活習慣病総合健診と健康度評価事業でございます。これについては、調整方針を見ていただくとおり、合併時に事業を廃止させていただきたいということでございます。

これは、廃止する理由といたしましては、後からまた説明いたしますけれども、4ページでございますが、各種がん検診がございます。これの調整方針は後ほど説明させていただきますけれども、概ねこの集団検診から個別検診に変わっているということで、きめ細やかなチェックと同時にケアができるということで、例えば、3の生活習慣病総合健診の中に書かれている最後の部分の米印でございますが、一般診査、循環器検査、血液生化学検査等々がこのときにもできるということで、事業としては、個別になったことによって重複するということでございまして、3と4は廃止させていただきたいということでございます。

はねていただきまして、4ページでございます。

各種がん検診でございます。これは、調整方針に書かれているとおり、合併時に一宮市の事業に合わせるということでさせていただいております。例えば、胃がん検診の場合は、尾西市が集団検診であったのを個別検診とすると。費用については、一宮市が1,000円取っておりますので、この1,000円ということになります。木曽川町は、個別検診、集団検診と2種類やっておみえになりますけれども、これも最終的には個別検診に統一を図ってまいりたいというものでございます。

2の子宮がん検診については、これはすべて個別検診であります。費用の面を見ていただきますと、一宮市が500円、尾西市が1,250円、木曽川町が520円と、集団検診は420円になっておりますが、一宮市の500円に合わせさせていただきということでございます。

それから、3の肺がん検診については、一宮市は無料であり、なおかつ個別検診であるということで、これも集団検診から個別検診への移行を図ってまいりたいということでございます。

4の乳がん検診、これについても、尾西市さんが集団検診で、費用も630円ということでございましたが、個別検診で無料とさせていただこうという調整でございます。しかしながら、この乳がん検診については、もう一つ集団検診もあわせてやっております。

集団検診の中で比較して見ていただきますと、一宮市がFMR、尾西市が超音波、木曽川町がDMR、これの精度といえますか、正確度といえますか、FMR、DMR、超音波の順で、より高度なようであります。これについても、一宮のFMRを使用した集団の乳がん検診に今後は移行してまいりたいということでございます。

ただ、この場所が、保健センター初め16会場というふうに一宮市の方に書かれておりますけれども、これは当然ながら、尾西、木曽川の方にも会場を広げてまいるということでございます。しかしながら、まだちょっと場所は未定でございます。これについては今後検討させていただきたいということでございます。

5の大腸がん検診についても同様でございます、一宮の個別方式で無料とさせていただくというものでございます。

次に、訪問看護ステーションでございますが、これは、木曽川町のみで実施してきた事業でございますが、合併時に廃止するという調整方針となっております。

この理由といたしましては、他市町村において、公の訪問看護ステーションを持っているところがないわけではございませんが、余り多くはないということで、民間のステーションにその対応をお願いしているところがほとんどであるということでございますので、この2市1町の合併においても、木曽川町のこの木曽川町立の訪問看護ステーションは、民間にその業務を委ねるということで廃止させていただこうということでございます。

はねていただきまして、6ページをお願い申し上げます。

7の乳児健康診査でございます。

これは、2市1町同じでございます。しかしながら、一宮のみ県外での対応をやっておるようでございます。お母さんが里帰りしたときに、その里の方で健診を受けることができるということでございますが、これについては、一宮市の場合に、その契約した病院のみのその診察ということになっておりまして、調整方針を見ていただきますと、県外については、項目10の木曽川町の方式と同様とするということになっておりまして、恐れ入ります、項目10でございますので、8ページをお願い申し上げます。

8ページの10の妊婦健康診査の木曽川町の欄を見ていただきますと、県外の欄でございますが、県外用の受診票を交付し、各自受診し、料金は立て替え払いにしてもらおうと。結果表とともに助成金の申請書を提出云々とございまして、簡単に言えば、契約をしていないこの病院で診察してもらっても、立て替えていただく必要はございませんけれども、限定はされないということで、戻っていただきまして、この7の乳幼児健康診査の県外においても、一宮市の制度は行うのですが、使い勝手のいい木曽川方式を取り入れて実施してまいりたいということでございます。

次に、8の乳幼児健康診査でございます。

これは、それぞれの時期の調整を、ちょっと見にくくございますけれども、右の方に書かせていただいております。例えば、一宮の4カ月児健康診査、これが、尾西市・木曽川町は3カ月健康診査になっておりますけれども、右の方を見ていただきますと、4カ

月児健康診査ということで、対象者としては3から4カ月のお子さんの健康診査ができるということになっております。

同じように見ていただきますと、2の尾西の7カ月児健康診査、木曽川町の9カ月の健康診査、これは9カ月児健康診査でやろうということでございます。それで、このときに、木曽川町さんがブックスタートをやっておみえになります。それで、ブックスタートというのは、一宮の4カ月児健診を見ていただきますと、ここに書かれておりまして、このブックスタートの制度が、木曽川町に合わせ9カ月健康診査のときにやっていこうという調整でございます。

3の1歳6カ月健康診査については、右に書かれておるとおりでございます。これは一緒でございますね、1歳6カ月のお子さんを対象にやっていると。保育士の遊びも入れていこうということでございます。

次に、7ページのひよっこ教室、あるいは、つくしんぼ教室、あいあい教室というのでございますが、これはちょっと知的な障害を持ってみえるお子さまの健康診査のようでございます。これについては、一宮市がひよっこ教室とコアラッコ教室ということで2回に分けています。それで、調整方針を見ていただきますと、1歳6カ月と3歳児ということで2教室に分けて実施していくということでございますので、概ね一宮の方式に倣った形で実施されるということでございます。

4の3歳児健康診査でございますが、これも2市1町ほとんど同じでございます。しかし、フッ素塗布は実施しないという調整がなされております。

それから、5の尾西と木曽川で行われています健康診査後事後指導、乳幼児発達相談でございますが、調整を見ていただきますと、合併時に事業を廃止するというところでございます。

これは、なぜかといいますと、これは一宮でとっている方式のようでございますが、要観察児は紹介状で医療機関に依頼するというので、医療機関の方で診ていただくということでございます。やはり障害を持ってみえるお子さんの相談でございますので、なかなか保健師の相談は、全然役に立たんということはないんですが、やはり専門家のドクターに診てもらった方が適切な指導ができるだろうということで、医療機関に依頼するという格好で、この2つの事業は廃止させていただこうということでございます。

一番末尾にそれぞれの診察の時間、あるいは委託先等を書かせていただいております。はねていただきまして、8ページでございますが、9の不妊検査費補助でございます。妊娠を希望してから2年以上経過している人のうち、対象検査を実施した人ということでございまして、この補助は一宮市のみやっております。これも尾西市・木曽川町に広げてまいりたいということでございます。

それから、10の妊婦健康診査、これは先ほどご説明したとおりでございます。県内については2市1町同じようにやっております。ですから、先ほどの県外の木曽川町の制度をとって、合併時に木曽川町の事業に合わせるとさせていただいております。



9ページについては、先進の合併した市町村の保健衛生事業の書きぶりを示させていた  
ただいております。後ほどご覧いただきたく存じます。

私からの説明は以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より保健衛生事業について説明がございました。

ご意見、ご質問等がございましたら活発にお出しいただければありがたいと思います。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

7ページの尾西市と木曾川町には5という制度があるのですが、健康診査後事後指  
導というようなお話があって、要観察児は紹介状で医療機関に依頼するというふうにな  
っているんですけど、例えば、医療機関はこの病院とかいう指定があって、そこはきち  
んとした専門医がいるかどうかというのと、保健師さんよりもドクターの方がいいとい  
うお話なんですけど、そういう子供を持ったお母さんは、本当の心のうちを話せるのは、  
どちらの方が話しやすいかなという母親の気持ちもあるんですけど、ちょっとたまたま  
その児童のことをやってみえる民生委員の尾西市さんの方が見えるんで、そのこともち  
よっとなついでにお伺いしたいんですけど、お願いします。

浅田 清喜委員長

青木さん、ご指名ですけど。

友定 良枝委員

青木さんにも聞きたいんですけど、医療機関の話は事務局で。

浅田 清喜委員長

医療機関のことにつきまして、事務局、何か。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

依頼できるすべての医療機関を今ここでちょっと全部は把握いたしておりませんが、  
例えば、大府にあります、あいち小児医療センター等が、一応原課の方から私どもの方  
で聞き取った医療機関でございます。そのほかのものについては、春日井にあります愛  
知県心身障害者コロニー等も、この医療機関としての対象となっているところでござい  
ます。今、すみません、わかっておるのはその2つだけでございます。

浅田 清喜委員長

では、お願いします。よろしく。

青木 隆子委員

すみません、私も前もって資料いただいたときに、ちょっとチェックを入れてあるん  
ですけれども、この要観察児というのは多分障害児だけではないと思います。子供の発  
達が、ほかの子と比べてちょっとゆっくりなペースの子も含まれていると思うんですよ  
ね。

そういう点で、すぐお医者さんは、比較的近いといえば地元でかかる小児科だと思う

んですけれども、私もこれチェックを入れたのは、保健師さんが寄り添っていただいて、尾西の場合12回ですけれども、こういうふうに繰り返し行ったところで、周りの子供たちも顔見知りになり、お母さん同士も顔見知りになり、横のつながりとか、そういうこともすごく有意義なことだと思いますし、保健師さんとのつながりというの、保健師さんの方もいろいろなことの面でこういう子供さんがいらっしゃるということ、ある程度の大きい把握の仕方をされていると思うので、各医療機関に分かれてしまうと、これがばらばらになってしまうんですね。

それで、自分で行ってくださいという形はちょっと寂しいかなというふうに思いますし、私は民生委員、児童委員という名前で紹介していただいているんですけれども、そちらの方の児童のほうを主にやっている主任児童委員という、2市1町それぞれ、愛知県もですけど、全国に厚生労働大臣から辞令いただいているんですけれども、最近の一番多い問題というのは、虐待問題がかなり児童の問題で、もう私は10年目なんですけれども、どんどん虐待の関連のお話ばかり事例が出てくるわけで、2市1町から、いろんなところの研修もすべて虐待の関連になっていて、その虐待に、こういう子供さんのお母さんがなってしまうのではないんですけれども、子育てにすごく不安を抱えていらっしゃるお母さんはたくさんいるんですね。

それで、山口県でたまたま、昨日、報道がありました、双子さんを殺してしまったお母さんのお話とか、普通に育っても、同じように育っても、みんな母親は子育てに常に不安と隣り合わせで、そういう点からも、これはちょっと。お医者さんの指示を仰ぐのももちろん必要ですけれども、大きな広い意味で見ただけ、把握していただけるような、そういう保健師さんもいて、こういう催しがあったらいいなと思います。

浅田 清喜委員長

これ今、尾西も木曾川もおやりになっていただいております、合併時に廃止をして、医療機関に委嘱をしてみえる。この協議の段階で、今、青木さんから出ましたような、事務局サイドの意見として、これは廃止しても、そう差し支えはないという形での調整をされたのか。ここが大事ですね。そのところを担当から率直にお答えをいただいた方がいいかなと。これは本当に大きな、お医者さんのところで見せると言ったら、春日井のコロナーにご相談へ行ったら、なかなか対応していただけるまでに非常にかかるわけです、時間が。

そのことが廃止をするという調整項目にされた、なぜされたかと。そのところをどう、皆さんが、ああ、そうかなと、そうかと納得できるようなご説明を本当はいただきたいですね。

岩田 光廣健康分科会長

失礼します。木曾川町の保健長寿課の岩田と申します。よろしく申し上げます。

まず、事後指導ですね、これにつきまして廃止をするということで一応決めております。こちら担当の保健師同士の調整の結果ということになります。それから、確かにここに書いてありますように、じゃ、いきなりごめんなさいということではなくて、当然、

個別の保健師と、親御さんとか子供さん中心に個別の相談は行います。これは続けていくのは当然でございます。

ですから、そういった点等を踏まえまして、本当にやっぱりお子さん等にとって、より専門のところがあれば、これは現在でもそうでございますけども、続けさせておるところでございます。ですから、そういった意味で、決して後退する気持ちではございませんので、その点だけをご報告しておきます。

浅田 清喜委員長

個別のことは続けていくと言われるけど、ここに個別のものを続けていくと書いていないものですからね、ちょっといいのかなという気がするんですけど、どうぞ、これについて、今のご答弁についてご意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

前里 秀成事務局職員

合併協議会事務局の、前里と申します。

こちらの原課からの報告で聞いておりますのは、こちらの乳幼児健康診査の委託先といたしましては、各市町の医師会等に委託しておるわけですね。医師会の方から派遣して来ていただく先生といたしましては、小児科の先生、及び内科の先生等が多いわけなんですけれども、その先生の指導は当然いい指導はしていただくのですけれども、より専門的な観点から診ていただいた方がよろしいということで、2市1町のすり合わせといたしましては、大府のセンター及び春日井のコロニーの方に紹介状を送るということをお願いするというように決まったようです。

以上です。

浅田 清喜委員長

これは、そのさっき言われたことからすると、盛んに尾西市としてはおやりいただいている、不都合にはなりませんか。

青木 隆子委員

やっぱりお母様方のよりどころというのか、例えば、障害があるって認めなきゃいけないんですよ、気持ちとしては。自分の子は障害を持っているんだという行き着くところというのは、ちょっとよそと比べてうちは遅いのかな、でも、そのうちに追いつくんだらうって思いながら子育てをするんですけれども、そこら辺で障害であるということをお母さんが受け入れるというのはすごく大変なことなんですよね。受け入れたつもりでいても、やっぱりほかの子と同じようにならないかなとか、もうちょっとこれができるんじゃないかという、しっかりと障害を受け入れるということは、すごく大変なことだと思うんです。

それで、その医療の面の支えと、あと心の方の支えというのは、かなり重点を置かないと、それが受け入れられなくて、お母さんが受け入れられないと、それが先へ進んでいけないんですよ。その障害に合った対処の仕方、障害に合った子供への向き方、それが、きっといいことが、それが見えてこないのです。

いいお医者さんに出会えるとすごくいいですけど、お母さま方のお話だと、どここの先生はよく話を聞いてくれるからいいとか、小さい子供さんを持ったお母さんたちのお話を伺うと、あの先生はよく話を聞いてくださる、そういうふうに言われるお母さんもいらっしゃるんですね。だから、その気持ちの部分の何とか救えるところがあったらいいんじゃないかなというふうに思います。

浅田 清喜委員長

この5項目だけじゃなく、ほかの意見もありましたら、とりあえず出していただいて。はい、どうぞ。

松村 真早美委員

2点、ちょっと申し上げたいのですが、今の件に関しては、私も4歳と1歳の子供がおりまして、本当に真っただ中なんですけども、確かに健診で「ちょっと遅いんじゃないか」と言われるだけでも、母親というのはすごく心配ですし、木曽川町に関しては、「あいあい教室」とか、そういうものがございますけど、例えば、「あいあい教室」へ行かれたらどうですかと言われただけでも、ちょっとおかしいんじゃないかということを、かなりやっぱり母親は困ってしまいますので、そういった意味でも、保健師さんたちのケアはとても大事ではないかということはずごく思います。

それから、もう一つ、斜め下、一番下に書いてある健診の時間なのですが、木曽川町に関しては午前中で、一宮と尾西で行う場合は午後ということですが、小さい子供は、どうしても午前中機嫌がよく、午後は昼寝をしてしまうというパターンですので、健診というのは、お母さん方からいったら、ただでさえ機嫌が悪くなる午後ではなく、医師会に委託しているので、診察が終わってからということになるんでしょうが、何とか午前中に健診を持ってくることはできないことなんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

健診の時間の方の問題ですけども、これは、実際見ていただきますように委託先が違います。それが、その医師会さんですと午前中開業してみえるということで、午後の時間帯でございます。木曽川町におきましては、木曽川病院の方で対応いたしまして、午前中ということです。

これは、実際の、発言にありましたように、子供さんは午前中に診ていただくか、午後に診ていただくか、当然、ご本人のその機嫌もあるようでございますので、今、原課の方、聞きまして、午前の方がということでございます。ただ、こら辺につきまして、まだ最終的な調整は終わってはおりません。一応、こういう形で、情報として違っておりますということで出させていただきますおる段階でございます。

浅田 清喜委員長

ちょっと協定項目としての最終的な案はできていないから、ここに何も書いていないと

ということで、ひとつ。今から調整をしていただくということですけど、松村さん、それではどうございますか。

ほかにありましたら。

はい、どうぞ。

不破 孝彦委員

6番の訪問看護ステーションについてなんですけれども、木曾川町の場合は、この介護、医療保険各法に規定する訪問看護事業を実施しているわけなんです。これを廃止するということになりますと、自宅で療養してみえる方々の世話とか、だから、診療の補助を受けられるということについて、今現在では1割負担になっていると思うんですね。それで、それを所得に応じて6%とか3%に減免されるということもあるかと思えますけれども、先ほどの事務局の説明によりますと、民間に委ねるということになりますと、これは3割負担になるかなと思うんですね。

そういう点で、やっぱりその対象者の方々の負担がかなり大きくなると考えられますので、これはやはり続けていただけたらなと思うんですけども、この点についてお聞きしたいと思います。

浅田 清喜委員長

どなたか。

どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

それでは、6番の訪問看護ステーションのことです。

これにつきましては、訪問看護ステーションは、介護保険の訪問看護ステーションとか、医療ですね、療養、医学面でのこの2つでございます。ただ、介護保険につきましては、1割負担というのは、これは訪問看護ステーションはどこで受けられましても1割負担でございます。これは民間でも同じでございますので、こここのところの変更はございません。

あと、木曾川町におきましては、町内にはこういったステーションというのはございませんでして、どうしても介護保険のサービス、これだけ在宅サービスの充実ということで、あえて行政の方で立ち上げてステーションを行ったということです。本来、2市1町になりますと、民間と医療法人のやっております訪問看護ステーションは現在7カ所ございます。そこへお願いをできればということで、今回、私たちの方では廃止をさせていただくということでございます。

不破 孝彦委員

わかりました。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

青木 隆子委員

すみません、3ページの基本健康診査の3番ですけど、生活習慣病総合健診、これは毎年尾西市で行われているんですけど、これ、すごい人気があるんです。申し込みも本当に

それぞれのご都合で希望の曜日を、今は市民会館で受け付けていて、市民会館のホールを利用して、そこが受付会場ということになっているんですけど、かなりこれ集中しているものなので、ほかにがん検診があっても、これがすごい人気なんですけれども、これがなくなるということは、尾西市としてはどうお思いでしょうか。

橋本 照夫委員

ええ、それは本当に思います。ものすごい人気という言い方はおかしいけども、申し込みが非常に多いです。これ、どうなんですか、廃止してしまいますか。

浅田 清喜委員長

どうですか。今のこれは、なかなかカードをもらえないというぐらい繁盛をいたしておりますけれど、これを廃止されるというのは、どういうご説明をさせていただきますかね。

はい、どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

ちょっと私も詳しくは存じておりませんが、尾西市さんの方では、一応、今回がん検診の方が、今、集団で現在がん検診を行ってみえますのが、これが今度個別に切りかわると、相当な融通のきく検診体制ができたということで、この方針を本市でも伺って、その今ご自分のご都合のいい、数ある医療機関を、2市1町でかかってみるところであればどこでもいけるということで、大分広がりができるということで、今度、尾西市さんの方では廃止というようなことをお決めになったと思っておりますけども。

浅田 清喜委員長

これは、尾西市さんの職員の方、これは、あれだけ並んでいても、なかなか中まで入れないというぐらいの、これを個別でやればうまくいくというような制度になっていきますか。では、皆さんが、ああ、そうだな、こういう形でやれば一緒ではないかとかいうことになればいいわけですから、ご意見があったら。木曽川町の方が一所懸命答えるというんじゃない、尾西の担当職員の方が。

どうぞ。

青木 隆子委員

これ、市民病院もありますけれども、名古屋公衆医学研究所へ、この研究所からバスが来て、その日は、バスで乗せて行っていただいて、わざわざ名古屋まで出かけるんですけども、それでも人気があるんですけど。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

申しわけありません。この生活習慣病総合健診の尾西の担当者、今日参っておりませんので、詳しいことはちょっとお答えできかねます。それで、先ほど私の説明の個別のがん検診が、集団から個別になったということで、きめ細やかな検査、ケアができるというご説明をさせていただきました。それで費用が、この生活習慣病は5,670円のご負担をいただくわけですが、その各種のがん検診については、このように廉価でできるということで

ございます。

しかし、これはちょっとお答えになっていないように思いますので、これについては、次回また、この今回ご提案申し上げたものをご決定いただくのは、次の10月30日ではなく、11月のこの小委員会ということで考えております。しかしながら、こういったご疑問といえますか、それにお答え今いたしかねておりますので、30日の日に再度この件については詳しく私どもの方で調べ、また、担当者も同席させ、今のご質問に対するお答えができるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

今回は、事務局として大変恐縮ですけれども、5,670円は本人負担でございますけれども、幾らでかかって5,670円かということもお聞かせいただかないと、1万円、例えばかかるところを5,670円だと、37万人お越しになったら負担増が多過ぎてだめだとか、そのところをやはり説明をしていただかないと、幾らかかるかということですよ。これもあわせてお願いします。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

すみません、乳幼児健康診査のところなのですが、フッ素塗布というのがあるんですけど、今度の新しい制度だと、1歳6カ月のときはフッ素塗布がありますけど、3歳のときは尾西市さんだけやっていたんですけど、新しい市になるとフッ素塗布は実施しないとなっているんですけど、もちろんフッ素塗布にかかる時間とか、税金とかお金もあるんですけど、フッ素塗布というのは、私の聞いた歯医者さんの話だと半年で効果がなくなっちゃうもんですから、1回でも多い方が子供のためにはいいと思いますし、例えば80歳までに20本の歯とかいうぐらい、とっても大事なことで、小さい子供を連れて歯医者さんに個人的に通うという、根気ももちろんお母さん、必要だと思うんですけど、なかなか行けないもんですから、できたらこういう機会にやっていただきたいなと思うんですけど、ここを実施しないとされた理由を教えてくださいんですけど。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

今回の調整項目の中に入れておりませんですけども、小児の歯科健診ということで、歯科健診に来て、健康教育相談のフッ素塗布ということを実際に実施する予定で、一応現在尾西市さんの方でやってみえます2歳児の歯科健診でございますけども、これは今回取り入れることで一応調整をしております。そういうことも実際ございますものですから、この乳幼児健診から外したということでございます。

浅田 清喜委員長

いかがですか。

友定 良枝委員

すみません、その2歳児というのが、私たちがいただいた資料には載っていないから、わからなかったんですけど、ちょっともう一回教えてください。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

2歳児の歯科健診ということで、対象2歳、実施回数が12回で、尾西市の保健センターの方で午後からやられていました。これにつきまして、歯科健診と健康教育、フッ素塗布というのを現在尾西市さんの方でやっています、それは尾西市さんの事業に合わせて2市1町で行うという調整をしております。

友定 良枝委員

ということは、ここに書いていないんですけど、加えていただけるということですよ。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

今日お手元にお配りしてある事業につきまして、すべてはございませんものですから、今言いましたものが入ってあるものを別に調整しておりますので、また後ほど確認いただけたらと思います。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

友定 良枝委員

ありがとうございました。でも、先ほども言ったんですけど、ちょっと欲張りと言われるかもしれないんですけど、本当にフッ素に対して体に害があると、また違う方面で、そういう話もあるんですけど、一応今の歯医者さんの話だと、1回でも多い方が歯のためにはいいのではないかと思うんですけど、2歳にやって3歳もやるということは考えていないんですね。

浅田 清喜委員長

どうでしょうか。2歳はやっても3歳はやらないのでしょうかということですけど。

どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

フッ素につきましては、ちょっと回数等は私もわかりませんが、とりあえず木曾川町においては3歳で健診でやってきましたけども、今度まとめてやるということで、2歳児にやるということで、現場の方でお話しさせていただきましたけど、効果とかについては、ちょっと私もよくわかりませんが、よろしくお願いします。

浅田 清喜委員長

どうぞ。何かありましたら。

友定 良枝委員

ということは、結論的にはどうなんですか。3歳はなくて2歳はあるということで、3



歳を増やすということではないんですね。

浅田 清喜委員長

3歳はやらないということですよ。2歳でやって3歳はやらないというのが、今説明いただいたことですね。

岩田 光廣健康分科会長

はい、そうです。

友定 良枝委員

それで、それを考える余地はないというのか、もうそういうことは行政としてはしないということですね、結論的には。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

今お話ししました内容については、ちょっとお答えできません。失礼します。

浅田 清喜委員長

今のところは2歳はやるけど、3歳はやらないということですから、これはまた各市町にお持ち帰りになられまして、ご研究方、いいご質問ですので、させていただいたら。

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

きっと3歳になっていくと、今度は歯磨き指導という形で、保健センターの方では、自分で歯を磨きましょうねというふうに入力していくと思うんですね。それで、フッ素塗布は歯医者さんでもお願いすればやってはいただける、フッ素を塗ったからといって虫歯ができないわけではないので、だから、歯磨き指導の方へ力を、子供さん自身も歯磨きをしようねというふうな方向へ持っていく考えもあるんだと思います。

浅田 清喜委員長

そういう意見もあって一つの取り方として、2歳児のときにやって、3歳になったらきれいに歯を磨こうというご指導をされると。これも一つの自立させていくための方法だと思いますね。

その他、ほかにありますか。

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

2ページの予防接種の7番、高齢者インフルエンザですけれども、65歳以上、一宮市さんのところ。「65歳以上及び60歳以上の一定の障害の者」の「一定の障害の者」というのは何なのかということと、尾西は自己負担1,000円ですね。この負担金はどうなるのかという2点をお伺いしたいんですけど。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

今の60歳以上の方の障害の方でございますけども、これは、それぞれ国の方の指針がございますまして、心臓機能障害だとか腎臓機能障害、呼吸器機能障害、そうした形で規定がされております。そうした方たちについては年齢が低くなっておるということで、極めてケース的にはそんなにございません。

それから、その他につきましては、これを見ますと一宮市の事業に合わせるということで、一宮市の料金1,000円でございますけれども、それで行うということでございます。

青木 隆子委員

はい、ありがとうございます。

浅田 清喜委員長

ほかにございますか。

ご意見も尽きたようでございますが、この協定事項につきましては、お持ち帰りをいただきまして、次回までにお考えをまとめていただきたいと思いますと思いますが。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

じゃ、そのようにお願いをしまして、10分間、休憩をさせていただきます。まだ、かなり案件がございますので。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

浅田 清喜委員長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

続きまして、協議事項第5号の協定項目23-11、高齢者福祉事業についてを議題とさせていただきます。

事務局から報告をお願いいたします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

次第の5ページをお願い申し上げます。

高齢者福祉事業について、協定項目第23-11号。調整方針を読ませていただきます。

在宅老人介護用品給付事業は、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年6万円とする。

ねたきり老人等見舞金給付事業は、合併時に一宮市の事業に合わせる。

生きがい活動支援通所事業は、新市において一定期間内に調整する。

軽度生活援助事業は、合併時に一宮市の事業に合わせる。

配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。概ね65歳以上のひとり暮らしの方に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は、1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。

訪問理美容サービス事業は、合併時に事業を再編する。対象者は概ね65歳以上の在宅

で寝たきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回当たり1,000円とし、事業者への委託金額は、1回当たり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。

単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は、新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整備する。

敬老会事業については、新市において一定期間内に調整する。

基幹型在宅介護支援センターについては、木曽川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については、合併時まで調整するというごさいまして、附属資料で高齢者福祉事業の(1)をお願い申し上げます。

はねていただきまして、2ページをお願い申し上げます。

1の家族介護者訪問介護員養成研修受講者受講料交付事業でございます。

これについては、一宮市が実施している事業でございますが、民間のホームヘルパー研修2級を受講した方に受講料の一部、上限3万円でございますが、補助するというものでございます。これについては、尾西市・木曽川町に広めさせていただきたいということでございます。

それに引きかえ、2のホームヘルパー2級養成研修会でございますが、木曽川町において、木曽川町が主体となって実施しておみえになるホームヘルパーの養成研修会でございます。これは、先ほどの1の事業を2市1町に広げることによって、この木曽川町の事業は廃止をさせていただきたいということでございます。

3の在宅老人介護用品給付事業でございますが、重度の介護が必要な方を在宅において介護している家族に対して、介護用品を支給するというものでございまして、一宮と尾西市で行われている事業でございます。調整方針を見ていただきますと、合併時に一宮市の事業に合わせるということで、ただし支給限度額は6万円とするということでございます。

これは、一宮市の事業に合わせるということは、対象者、要介護4または5で市民税の非課税世帯の方を対象とさせていただきたいということでございます。限度額については、一宮が現在7万5,000円、尾西市が4万円でございますが、一宮市の14年度実績を見てみますと、平均が1人当たり5万7,265円使用しておみえになります。ということで、6万円ということによろしいかということで、7万5,000円から6万円という限度額にさせていただいております。

次に、4の日常生活用具給付事業でございますが、これについては、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対して日常生活用具を給付するというものでございまして、一宮と尾西で行っている事業でございます。これも、調整方針としましては一宮の事業に合わせるということになっておりまして、その一宮の方の理由を申し上げますと、利用者負担の関係で、一宮は、緊急ベルと愛の杖と自動火災警報機については無料でございます。尾西市については、すべての給付について所得税額によりご負担いただく部分もありますが、一宮はこの件に関しては無料であると。ただし、電磁調理器と自動消火器はご負担いただくわけでございますが、この件を見ても一宮の方が有利であるということで、一宮の制度に合わせるという調整とさせていただいております。

5のねたきり老人等見舞金給付事業でございますが、これは、一宮と木曾川の方で実施してある事業でございますが、一宮と木曾川の大きな違いは、一宮の方が在宅でも施設入所者でも月額5,000円支給する。しかしながら、木曾川町は、施設入所者に対しては5,000円が出ないということでございますので、調整方針を見ていただきますと、一宮に合わせるとということでございますので、これも、対象者にとっては有利な事業ということで、一宮の事業となっております。

次に、6の家族介護慰労金支給でございますが、これは、尾西の方で行われている事業でございますが、もともと寝たきり老人の見舞金給付事業を2市1町に広げさせていただくということで、この制度は廃止させていただきたいということでございます。因みに、14年度のこの支給対象者はお1人ございました。

4ページの方でございます。7の生きがい活動支援通所事業でございますが、調整方針を先に見ていただきますと、一定期間内に調整するというところでございます。内容は、一宮のところを読ませていただいておりますが、市内3カ所のデイサービスと居宅との間を送迎し、入浴サービス及び給食サービス、生活指導、養護、こういうものということで、サービスを実施するものがございます。

調整内容といたしまして、一定期間に調整することとさせていただいたのは、主に2点でございますが、まず、事業内容が、木曾川町については教養講座等やっておみえになります。一宮、尾西はそういったたぐいのものを持っておりませんので、これをどうするのか、これが一つの調整内容。

もう一つは、中段あたりにございますが、個人負担額というのを書いてございます。一宮が昼食代含んで490円、尾西市が飲食物費相当額を含んで900円、木曾川町は昼食代は別途で半日100円といった料金になっております。これを一定期間内、できるだけ速やかに調整を図ってまいりたいということでございます。

5ページの8、軽度生活援助事業でございます。

虚弱なひとり暮らしの高齢者の家族にヘルパーを派遣するというものがございますが、これについては、合併時に一宮市の事業に合わせるということになっております。利用者負担額のところで真ん中辺にございます利用者負担額で、生活保護の被保護世帯は無料でございますが、11年度にヘルパーの派遣実績がある方については40円でございます。そのほかの方については150円のご負担をいただくと。ただし、これは14年度の実績でございますので、15年度は若干変わってきているようですが、14年度の実績として、こういったご負担をいただいております。

それぞれ、尾西方へいきますれば45円の153円、木曾川町は50円の160円ということでございますが、合併時に一宮市の事業に合わせるということでございますから、この負担額も一宮の負担額になるということでございます。

それから、9の生活管理指導員派遣事業でございますが、必要に応じて相談員が訪問し、日常生活に関する相談や支援を行うということでございますが、これは一宮と木曾川でやっておる事業でございます。

これも調整方針を見ていただきますと、合併時に各市町、1市1町の現行事業を再編するというごさいまして、その再編の方法といたしましては、委託先が一宮と木曾川と違ってありますが、在宅介護支援センターにこだわらず、適当と認められる法人、木曾川町の社会福祉協議会、あるいはNPOでございまして、法人にも委託することが可能であると。それと、委託金額については月当たり5,000円、一宮市は1件当たり4,140円でごさいましたが、月当たり5,000円とさせていただきたいという調整になっております。

10の在宅老人慰問事業でございまして、年2回、民生委員さんが65歳以上の独居老人と寝たきり老人を訪問、慰問いただくというものでございまして、一宮の単独の事業でございました。これは2市1町に広げさせていただきたいというものでございまして。この14年度予算の115万5,000円については、お茶パックを訪問時に手渡すというものでございまして。はねていただきまして、6ページでございまして。

配食サービス事業でございまして。これも2市1町で同じような事業をなされております。結果、調整方針を見ていただきますと、対象者を65歳以上のひとり暮らしの方とさせていただきたいと。回数は原則週7日でございまして、毎日でございます。希望すれば毎日配達したいと。ただし、利用者の負担は1食250円とさせていただきたいという調整になっております。

次に、12の訪問理美容サービス事業でございまして。これも一宮と木曾川で実施されている事業でございまして、65歳以上の在宅で寝たきりの方、木曾川の方は、65歳以上で要介護1から5の在宅で外出困難の高齢者となっておりますが、これは、調整方針を見ていただきますと、再編するというごさいまして、対象者を65歳以上の在宅で寝たきりの高齢者とさせていただきたいと。回数といたしましては年6回、6枚、4枚という表現でございまして、年6枚でこれをお渡しすると。しかしながら、負担については、木曾川町の利用者負担、1カ月1,000円を頂戴したいということの調整になっております。

次に、7ページでございまして、13から16でございまして、老人クラブ関連の補助金でございまして。13と14は単位老人クラブに対する補助金でございまして、15、16は連合会に対する補助金でございまして。それぞれ市町によって手法、あるいは金額が違ってございます。これについても、調整方針を見ていただくとわかりますように、一定期間内、概ね2年から3年を目途に調整を図ってまいりたいということでごさいまして。調整の内容といたしましては、補助金の内容、金額、体系等でごさいまして。

はねていただきまして、8ページをお願い申し上げます。

17の寝具洗濯乾燥サービス事業でございまして。これは、一宮と尾西で行われている事業でございまして、ひとり暮らしの方の毛布等を洗濯・乾燥するというものでございまして、調整方針を見ていただきますと尾西市の事業に合わせるということになってございまして、これは、一宮よりも尾西市の対象者をとることによって、対象者がふえるということで、より広い方にご利用いただけるということになってまいります。回数といたしましては、一宮が年2回、尾西が年6回でございまして、これも尾西の利用を見ていただきますと、実人員が56名で、利用延べ人員が213名でございまして。213を56で割りますと3.8回という

数値が出ておりまして、実施回数年4回あれば、大体のご希望はかなえられるだろうということで、年4回という数値を出させていただいております。

次に、18の住民助け合い活動費補助金給付事業でございます。

これは、一宮と木曽川で行われている事業でございます。一宮はNPO法人の行う在宅福祉サービスで、非営利活動に係る事業の実施に要する費用を補助するというので、この3つの団体に対して年間15万円の補助をしているということでございます。木曽川は法人格は有していないのでございますが、ほのぼの木曽川という団体に対して、年額24万円の活動費の補助をしているということでございます。調整は一宮市の事業に合わせるということでございますが、しかしながら、ほのぼの木曽川は今やっておみえになりますので、現在補助している対象団体についてはその後も継続するというので、ほのぼの木曽川も対象とさせていただくということでございます。

19の介護予防住宅改修費助成事業でございますが、これは、木曽川町のみで実施してみえる事業でございます。高齢者の方の家屋内の転倒要因となり得る箇所の改修費の一部を助成するというもので、1世帯当たり5万4,000円を限度に助成するものでございます。調整方針といたしましては、この木曽川町の事業を2市1町に広げさせていただきたいと。しかしながら、対象者をやや限定させていただいて、70歳以上の独居老人及び高齢者世帯とさせていただきたいというものでございます。

次、20の敬老会事業でございますが、これも2市1町で行っておみえになりますが、それぞれ仕方が、やり方が違います。それぞれといいますか、一宮市の方は16連区ございまして、それぞれの地域で実施すると。尾西市・木曽川町は中央において1回、午前・午後の場合もございまして、1日で実施するというものでございます。これもなかなか調整が難しく、それぞれ市町で長年続いた経過がございまして、調整については、一定期間内でお時間を頂戴して調整をさせていただこうということになっております。

次に、21の老人無料入浴事業でございますが、これも一宮と木曽川でやっております。尾西市の場合は公衆浴場がないということもございまして、この2市1町の事業、結論的に言えば、合併時に一宮市の事業に合わせるという調整になってございまして、65歳以上の方の希望者に年17回、公衆入浴場の無料券を配布させていただこうというものでございます。参考までに、尾西市においては、ゆうゆうのやかたが今年度の10月1日から70歳以上の方が火曜日から金曜日まで無料ということになっております。参考としてつけさせていただきました。

10ページをお願い申し上げます。

22の基幹型在宅介護支援センターでございます。

これは、木曽川町でやっておみえになる事業でございます。基幹型在宅介護支援センターとは何かということでございますが、地域型の在宅介護支援センターが民間等でございます。結局この基幹型というのは、その地域型の後方支援を行う組織であるということでございます。内容といたしましては、アからオまで書かれております地域ケアの総合調整とか、地域ケア会議の開催とか、介護予防事業とか、そういったものを企画、運営等々

の事業を実施されているようでございまして、調整方針を見ていただきますと、合併時に木曾川の事業に合わせるということになっております。しかしながら、設置場所については、今後合併時まで、どこに置くのか、これは検討してまいりたいということでございます。

最後、12ページは先進地事例を載せさせていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局から、高齢者福祉事業についてのご説明をいただきました。

ご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思います。

これは、先ほどほど難しい議題じゃないようでございますので、ご意見がありましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

5ページの軽度生活援助事業というところで、木曾川町の委託先に、社会福祉協議会、NPO、シルバー人材センターってあるのですが、この一宮市の事業に合わせるということは、NPOの方にもシルバー人材センターさんにも頼まなくなるということですかということと、NPOですとかシルバー人材センターさんの方は、老人の方がやっていて、何か少しは収入を得てみえるのかなと思うものですから、その点を教えてください。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

それでは、お答えさせていただきます。

NPOとかシルバーを外したのは、外したといたらいけないですが、シルバー人材センターにつきましても、シルバー人材センターの独自事業として、軽度派遣の、生活援助の事業を一宮のシルバー人材センターもしております。そちらのPRは、そちらの方ではありますけれども、そういう意味で、行政がかかわるものの委託先としては、社会福祉協議会に一本化しようという意味合いでございますので、よろしくお願いいたします。

浅田 清喜委員長

よろしゅうございますか。

友定 良枝委員

はい。

浅田 清喜委員長

ほかにありますか。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

木曾川町さんの方がきめ細かく福祉行政を、これ、一宮、尾西にないものをたくさん、特に10ページ、11ページが非常に盛りだくさんでありますけど、将来的には、ここに書い

であるけど、木曾川町の事業に合わせるということは、一宮も尾西も統合した後はこういう制度を残すと、そういうことでしょうか。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

はい、介護保険が始まった段階で、介護保険の制度と違うところの在宅支援センターをつくりなさいというのがございました。一宮としては、4カ所のいわゆる地域型だけで進んでまいったわけですが、前々から一つの行政が直営で後方支援をするセンターをつくるべきだということを私たちは協議してきたところでございます。

たまたま今回、木曾川さんが先行してこういうシステムでやっていらっしゃると思いますので、全体、この2市1町が合併しますと、基幹型のセンターを一つつくるわけですね。そして、今在宅支援センターとしてお願いしている民間の支援センターを、一宮ですと4つ、尾西1つ、木曾川1つあるわけですが、そのその後方支援を行政直営でしていくという形になるかと思えます。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

私は、将来のことを考えて、ちょっとお願いを申し上げておきますけど、今お年寄りが、例えば老人ホームへ入所する場合にしても、非常にその申請書類が多くて、とてもおじいちゃん、おばあちゃんでは入所する申請が不可能に近いと。

私は、あるおばあちゃんの、尾西市の軽費朝日荘へ入所申請をやらせてもらったけど、おばあちゃんが4回くらい、私は3回くらい朝日荘へ走った。それでもまだ書類がそろわない。それをおばあちゃん一人でやろうと思ったら入られない。それで、こういう制度があるけど、結果的に、だれかプロに近い人が介添えをしないと、入所申し込みすらできんと。申し込んだって入れるかどうか1年か2年待たなならんと。

そんな、あってないような制度を、また今度これ11ページで木曾川町さんやっているけど、それから、6行目で(3)老人ホーム入所判定委員会という制度がありますが、もっとお年寄りの人でも簡単に入所申し込みができるような制度をつくってあげると、それが、もっと役所サイドの方で徹底してサポートしてあげるか、そういうことをこれから研究してもらいたい。

今の制度の中には、制度あって、正直なところ使い切れん人があると。そんなことではやっぱり思いやりの福祉にならんもんで、ちょっと苦言を呈しておきますが、なるべく、もう本当に私はどうしようかと思ってやめようかと思ったの。この書類持って行って、あの書類持って行って、あかん、これではいかん、これがなかったらあかんと。いや、あそこは県やからあかんといって、それで、県と町と違うかいうたら、これはやっぱり違うと。そんなややこしいことから、けんか寸前やったけど、いろいろとおやりになることはええけど、できるだけ簡単に制度が皆さんにご利用いただけるように、ぜひ努力をしていただ



きたいと思っております。

浅田 清喜委員長

今のご意見をよく酌んでいただいて、今後の事業促進のためにはご協力をいただきたいと思えます。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

栃倉 勲委員

1点、ちょっとお聞かせいただきたいですけれども、今回のこの協議事項の中には、各項目の調整方法の中で、新市において一定期間内に調整するということが、何力所か出ております。ですから、合併協議会のこの小委員会の中では、新市において一定期間内に調整することについて協議していくということで、内容というよりも一定期間内に調整するという協議ということで上げられたと思うんですが。

確かに、新市になってから一定期間内に調整するのはいいですけども、じゃ、調整するのはだれが、どのようにして調整するというか、もし、そういうことが、今の段階でその先送り、あくまでも、これ難しい内容であるから、先送りして新市でやるということではなくて、いつ、例えば議会でどういうふうにやっていくとか、そういうある程度の具体的なその方法、方向というか、そういうものがあるのであれば、一度ちょっとお聞かせいただきたいと思えますけど。よろしくをお願いします。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

この合併に係るその事務事業のすり合わせにおいては、この小委員会にお諮りするときに、すべて結論が出て、こういう方針でやっていきますということでご審議いただきご決定いただくのが望ましい姿であるということは、私ども考えております。しかしながら、案件によっては、どうしてもその合併時まで調整がつかないというのがございます。

それで、今回、例えば、7の生きがい活動支援通所事業等については、先ほど私の方から説明させていただいたように、料金と事業内容が、やはり合併時までには、合併時までに調整するという事は、実はこの小委員会にもお諮りするということですので、はっきり言えば年内に決着をつけないといけないということになってまいります。どうしてもこのいろんな問題があって、この短い期間の中では無理ですので、少し猶予をいただきたいということでございます。

しかしながら、これは野放図にやるわけじゃなくて、先ほど申しましたこの件に関して、例えば、事業内容と料金でございますということをご説明申し上げましたし、あるいは、7ページの老人クラブの補助金でございます。これは、老人クラブもそうですが、ほかのいわゆる民間の団体に関しては、民間の任意団体を合併時までには、我々合併するからあなたたちも合併こういうふうにしよというふうには、なかなか民間に対して言いづらい部分がございます。例えば、町内会なんかもそうでございます。これらに関しては、申し訳

ありません、やはりそれぞれ市町で永々と築かれた経緯、歴史がございますので、そこら辺のところを軽々にどこどこに合わせるといふ調整はなかなかしづらいということがございます。

ですから、合併後、一定期間ということは、二、三年ぐらいには何とかめどをつけたいというふうには考えておりますけれども、少しお時間を頂戴して調整を図っていくものもあるということで、ご理解を賜りたいと存じます。

浅田 清喜委員長

ようございますか。

栃倉 勲委員

わかりました。ありがとうございました

あと、これ、この合併協議会ではないということですので、新市になった場合にどこでやるとか、そういうところまでわかるのであれば、ぜひ教えていただきたいんですけども。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

失礼いたしました。

今、委員さんおっしゃったように、今回この小委員会では、例えば、その一定期間内に調整をするということをお認めいただいて、その後は、合併した後の組織、例えば、今この厚生小委員会にかけさせていただく案件については、2市1町、名称はわかりませんが、福祉部サイドの方で協議をし、最終的に旧の2市1町で最大公約数という表現は望ましい表現じゃないかもしれませんが、一番適切なるところに調整が図られ、最終的には、新しい市の議会において、それが決定され、執行されていくというふうにご理解を賜りたいと存じます。

浅田 清喜委員長

ようございますか。

栃倉 勲委員

ありがとうございました。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

すみません、2市1町の合併に合わせて、社会福祉協議会も1つの市に1つの社会福祉協議会になるということで、同じように合併協議会が立ち上がっていると思うんですけども、このいろんな制度とかを、高齢者に関することは社会福祉協議会の方でもいろんなことをやっていらっしゃると思うんです。次の機会がいいんですけども、社会福祉協議会の方の合併に向けての進行状況というのか、どういう方向性でいるかということをお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

浅田 清喜委員長

今のはわかりますか。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

今、委員さんおっしゃったとおりで、この社会福祉協議会の運営の基となる法律で、自治体の合併と同時に合併をしなければいけないということになっており、社会福祉協議会は社会福祉協議会で、今合併協議を進めております。しかしながら、私どもの方に合併協議会のその合併協議の内容の報告が今のところといたしますか、あくまでも自治体と違うところの組織ですから、現在の段階では情報が入ってきていないということでございます。しかしながら、この厚生小委員会に無関係ではない事項でございますので、入手できる範囲内で社会福祉協議会の合併協議の状況を入手いたしまして、また、ご報告できる内容があればご報告してまいりたいと。

ただし、次回に必ずご報告できるというお約束はできませんので、ある程度まとまった段階でご報告したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

青木 隆子委員

はい、ありがとうございます。

浅田 清喜委員長

では、そういう形で、一生懸命やってみえることだから、関連はございますので、わかり次第ご報告をいただくということで、ようございますか。

じゃ、ほかにご意見等もないようでありますので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめになっていただきたいと存じております。

大変時間が長くなっておりますが、続きまして、協議事項第6号の協定項目23-16、健康づくり事業についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

6ページをお願い申し上げます。

協議厚生第6号、健康づくり事業について、協定項目第23-16号でございます。調整方針を読ませていただきます。

健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。

健康フェア及びウオーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。

新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民みずから健康づくり推進委員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立するということでございます。

附属資料の方をよろしくお願い申し上げます。

1ページでございますが、1の健康づくり推進協議会でございます。

これは、同じ名称でそれぞれ市町に設置されているようであります。これは、合併時に統合するというところで、3自治体の協議会を統合してまいりたいということでございます。

しかしながら、組織編成、いわゆるどんな方に入っていただくのか、あるいは開催回数、報償費等は、新市の中で調整を図ってまいりたいという調整になっております。

それから、2の健康フェアでございます。

これも、健康フェア、あるいは健康まつりと、名称は若干違いますけれども、2市1町同じ事業を実施いたしております。結論から申しますと、合併時に一宮市の事業に合わせるといことで、年1回の開催をしていきたいといことでございます。しかしながら、この開催場所については、まだ調整が図られておりませんので、実際にどこで開催するのか、あるいは持ち回りで開催するのか。これは、今後調整を図ってまいりたいといことでございます。

次に、2ページでございます。

上の方は、2番の健康まつり、健康フェアの続きの共催団体、あるいは協力団体の列記でございます。

3のウォーキング事業でございます。

これは、一宮市が15年度から始めた事業でございますして、ウォーキングコースの選定、あるいはマップを作成して、市民の方に配布をし、健康づくりのためのウォーキングを実施していただくというものでございます。これも調整方針を見ていただくとおり、合併時に一宮市の事業に合わせるといことで、2市1町に広めてまいりたいといことでございます。

4の健康づくり宣言、これは、木曽川町が健康づくりの町といことで宣言をされております。調整方針といたしましては、これは国の基準と申しますか、法律によって、健康日本21市町村計画を、今後合併するとつくらなければならないといことでございますので、その策定するときに、木曽川町が実施してみえるこの宣言の趣旨を生かして策定してまいりたいといことでございます。

5の健康づくり推進員でございます。

これも木曽川町のみで実施しておみえになる事業でありまして、各町内1名の選出をいただいて、町長が委嘱され、事業を実施してみえるというものでございます。調整方針といたしましては、今後も継続して、18年度から順次、尾西・一宮の方にも地区を拡大していくといことでございますが、事業内容、あるいは選出方法等については、新市の方で調整をさせていただきたいといことでございます。

次に、4ページでございますが、健康づくり食生活改善といことで、木曽川町の健康づくり食生活改善協議会というのをおつくりになっておみえになります。養成講座とか協議会の中の会員とか、行政とのかかわりが書かれております。調整方針を読ませいただきますと、合併時に木曽川町の事業に合わせるといことで、これも2市1町に広げて実施してまいりたいといことでございます。ただし、保健センターごとに養成講座を実施し、協議会活動をする。協議会は新市の名称で1つとし、3保健センターに支部を置くといところまで決まっておるようでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より、健康づくり事業についてのご説明がございました。  
ご意見、ご質問がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。  
ございませんか。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

2ページの3ですか、ウォーキングの事業ね、これは去年だったかな、一宮市が実施をして大成功を収めとるわけです。というのは、金も余りかからんしね、正直なところ、みんな自分の住んだるまちを再確認できたんだね。伝統や歴史や遺跡を、僕ら自身、生まれて初めて、あれ、こんなところがここにあったのかと、その由緒、ゆかりをみると、これはひょっとしたら全国版になるんじゃないかという。その名所・遺跡をめぐるウォーキングだったんです。

これは、木曽川町も尾西市やってみえんけど、一遍、一宮市さんがやられたノウハウを聞かれて、ちょっとここにも書いてあるように一宮市の事業に合わせると書いてあるけど、合わせていただけるかどうかわからんけど、参考までに、非常に有意義なウォーキングであったと、マップをつくっていただいて。そういうことでありますので、参考までに。

橋本 照夫委員

ただいまのウォーキングの件ですけどもね、私どもも別の機関でやっております。やっぱり参加者が非常に希望が多くて、そんなに大勢参加してしまうと主催者が整理をとてできない。道を横断したり、いろいろあって。これはぜひ大いに活発に、特に合併すれば、一宮にこういう施設があるか、こういう文化施設があるか、こういう歴史があるか、木曽川町はこうだというような、非常にいいことでありますから、ぜひこれは、今はまだその内容までどうのこうのじゃないでしょうけども、ぜひ推し進めてほしいと思います。

日比野 友治委員

実は、木曽川町も、健康づくりの町ということで、いろいろウォーキングを催しております。それと別に、JRが年にやっぱり1回ないし2回、そういういろんな遺跡とか、そういうテーマにしまして、いろんな駅を出て、まちをめぐって、また駅に戻るというやつを、木曽川町の間を対象じゃなく、そういう愛好者というか、リュックサック背負って、1日ばかりで随分歩いているので、年にやっぱり2回か3回あります。

これは、特に自然を求めて全国的にこういう行動が広がっているというような感じで、結構、皆自分で弁当持って、リュックサック背負って、もう何かありんこみたいに歩いているような感じで、何時間、何時間と、そういう決めた時間でなくて、1日中何か歩いているみたいですね。それで時々、木曽川町でサブグラウンドとかお宮さんで休憩所をボランティアが設けて、ぜんざいを配ったり何かしておりますので、やっぱり全国的にウォーキングに関しては、やってみえるところが多いと思います。

不破 孝彦委員

4番の健康づくり宣言ですね、これに関してですけれども、調整方針として木曽川町の

健康づくりの町宣言の趣旨を生かして策定するという点に関して、これは木曽川からのお願いなんですけれども、この際、住民の健康を守るというのは一番大事なことだということで、新市になって、健康づくりの町の都市宣言をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

浅田 清喜委員長

これは、ご趣旨のような形になっていくだろうと思いますよね。やっぱり文化を知り、そういう市民の健康を促すわけでございますから、このことについては、そう、どこの市町も、盛んにはやっていますけど、ご異議ということは絶対ないと。新市になれば、今、副委員長が言われましたように、私も、一宮の総合計画を見たことなかったんですよね。市勢要覧は見せてもらいましたけど、木曽川町の総合計画も実は拝見したことがなかったわけですよね。それで、こういうところで見ていると、必ずいい例が出てきますので、このことにつきましては、次回まで、またご意見いただければようございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

じゃ、いいご意見をいただきましたので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたいと存じます。

続きまして、次第3のその他に入ります。

事務局から説明をいただきます。

森 輝義事務局長

それでは、7ページ、資料7をご覧くださいと思います。その他につきまして、ご説明を申し上げます。

委員さん方に先にお配りしました資料のうち、11月及び12月開催の小委員会の日程及び場所に誤りがございまして、大変申し訳ございませんでした。お詫びして訂正させていただきます。改めまして、お手元に新しい資料をお配りさせていただいておりますので、それをご覧くださいと思います。なお、本日、傍聴の皆様にお配りさせていただきました資料につきましては訂正済みでございます。

次回「第3回厚生小委員会」は、文書で変更のご案内を差し上げておりますように、平成15年10月30日木曜日午後2時から、尾西市役所2階大会議室を予定させていただいております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま訂正のご説明をいただきました。よろしく願いをさせていただきます。

本日予定させていただいております議題は以上でございます。大幅に時間が延びておりますが、皆様方の熱心なご討議の賜物だろうと思っております。

本日は誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。気をつけてお帰りください。

午後 4 時 1 0 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日

会議録署名議員 浅 田 清 喜 (自署)